特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税管理事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、個人住民税管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行ない、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鎌ケ谷市長

公表日

令和6年8月30日

[平成26年4月 様式3]

項目一覧

I	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(另	添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続

I 基本情報

I 基本情報		
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	個人住民税の賦課事務	
②事務の内容	地方税法に基づき、住民・国税庁・他自治体から提出された申告情報、企業・日本年金機構等から提出された支払 報告書を元に住民税額を計算し賦課する。 住民からの申請に基づき、住民税情報から課税証明書等を発行する。	
③対象人数	<選択肢>10万人以上30万人未満3)1万人以上10万人未満4)10万人以上30万人未満	
2. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務において使用するシステム	
システム1		
①システムの名称	個人住民税システム	
②システムの機能	1. 課税内容照会機能 課税台帳から個人の年度毎の所得内容・控除内容・税額等を照会する。 2. 1月1日世帯照会機能 賦課期日時点での世帯状況を照会する。 3. 特徴事業所照会機能 事業所の情報を照会する。 4. 各種証明書発行機能 課税証明書等を発行する。 5. 通知書発行機能 納税通知書、税額変更通知書,特徴税額通知書等を発行する。 6. 課稅台帳登録機能 申告書や給与支払報告書の内容に基づき,徴収方法及び課稅の決定をする。 修正申告,法定調書,減免審査決定等により,税額の変更をする。 7. 異動処理機能 特別徴収義務者からの異動届出書を基に,徴収方法の変更をする。 8. 年金特徴処理 年金特徴処理 年金特徴の停止情報により,年金特徴の停止処理をする。 年金特別徴収の徴収結果により,年金特徴の停止処理をする。	
③他のシステムとの接続	[O]情報提供ネットワークシステム [O]庁内連携システム [O] 情報提供ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [O] 税務システム	

)

[]その他 (

システム2		
①システムの名称	宛名管理システム	
②システムの機能	1. 宛名管理機能 住民記録システムより情報移転を行い4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、その他住民票関係情報を記録する。住登外者の宛名項目(氏名及び名称、性別、生年月日、住所など)の作成・管理をする。 2. 個人番号の保護機能 個人番号の保護を行うため認証の制御や暗号化をする。 3. 宛名連携機能 同一人の宛名番号を紐付する機能を有し、宛名番号の関連付けしたデータを作成・管理する。中間サーバーとの連携時には、紐付した宛名番号から団体内宛名番号を取得する。 4. 団体内宛名統合機能 提供を行うため税務システム等から提供するデータを受け、中間サーバーへ送信する。情報の照会を行うため税務システム等からの要求情報を受け、中間サーバーへ送信し結果を受信をする。符号付番の際に符号と紐付ける団体内統合宛名番号を中間サーバーへ送信する。団体内宛名番号と4情報(氏名、性別、生年月日、住所)を管理し、中間サーバーからの要求に対応する。 5. 中間サーバー連携機能 中間サーバー連携機能 中間サーバーとの連携によりデータの送信・受信を行う。データの送信・受信を行った結果の情報を取得・管理する。	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [O] 税務システム [] その他 ())	
システム3		
①システムの名称	申告受付システム	
②システムの機能	1. 申告受付支援機能 住民からの申告内容を登録することで、確定申告書、住民税申告書を作成する。 2. 給報(年金)登録機能 給与支払報告書、公的年金等支払報告書の登録と訂正をする。 3. 国税連携データの訂正機能 国税連携システムからダウンロードしたデータを取り込み、補完、訂正入力をする。 4. 作表機能 申告書データや給与支払報告書データについて、抽出条件を指定して一覧表を作成する。	
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム [O]宛名システム等 [O]税務システム []その他 ()	

システム4	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	1. 利用届出の審査機能 eLTAXを利用するにあたって、利用者から届け出があった情報を審査、管理する。 2. 申告データの審査機能 納税者から申告されたデータを審査、管理する。 3. 申告データの連携機能 申告データをCSVファイルとして出力し、課税資料データとして連携する。 4. 特別徴収税額通知データの送信機能 特徴徴収義務者に特別徴収税額通知データを送信する。 5. 年金特徴サービス機能 審査サーバで受信した団体回付データをファイル出力し、基幹システムで作成した団体回付データを審査サーバへ引き渡しする。 6. 地方税ポータルセンタ(eLTAX)への特定個人情報ファイル(本人確認用)の送信機能 特定個人情報ファイル(本人確認用)を地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信する。 7. 寄附金税額控除に係る申告特例通知データの送受信機能 他自治体との間で、寄附金税額控除に係る申告特例通知データを送信及び受信する。
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム [O]宛名システム等 [O]税務システム [O]その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))
システム5	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	1. 国税連携データの管理機能 国税連携データの検索、詳細表示、帳票印刷、ダウンロードを行う。 2. 法定調書データの検索、詳細表示、帳票印刷、ダウンロードを行う。 3. 団体間回送機能 団体間回送受信/送信状況の確認及び団体間回送ファイルの登録を行う。 4. 扶養是正情報等のデータ送信機能 扶養是正情報等データを国税庁へ送信する。 5. 住民登録外課税通知データの送受信機能 他自治体との間で、住民登録外課税通知データを送信及び受信する。
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム [O]宛名システム等 [O]税務システム []その他 ()

システム6		
①システムの名称	データ連携システム	
②システムの機能	1. 年金特徴に関する機能 eLTAXシステムより出力した団体回付データの取込みと団体回付データの作成を行う。 2. eLTAX申告データに関する機能 eLTAXシステムより出力した申告データの取込処理, 帳票印刷, 申告受付システムデータへの変換を行う。 3. 国税連携データに関する機能 国税連携システムより出力した国税連携データの取込処理, 帳票印刷, 画像ファイル作成, 申告受付システムデータへの変換を行う。 4. 給与支払報告書データ(光ディスク等)に関する機能 企業等から送付された給与支払報告書データ(光ディスク等)の取込処理, 帳票印刷, 画像ファイル作成, 申告受付システムデータへの変換を行う。	
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム 「]住民基本台帳ネットワークシステム 「]既存住民基本台帳システム	
③他のシステムとの接続	[〇]宛名システム等 [〇]税務システム	
	[] その他 ()	
システム7		
①システムの名称	イメージ検索システム	
②システムの機能	1. イメージ照会機能 申告書等の課税資料の画像ファイルの表示及び印刷をする。	
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム	
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム	
	[] 宛名システム等 [〇] 税務システム	
	[]その他 ()	
システム8		
①システムの名称	バックアップシステム	
②システムの機能	1. 課税内容照会機能 2. 証明書や納税通知書等の帳票発行	
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム	
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム	
シピのノヘナムとの接 枕	[] 宛名システム等 [〇] 税務システム	
	[]その他 ()	

システム9		
①システムの名称	中間サーバー	
②システムの機能	1. 符号管理機能 符号管理機能は、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。3. 情報提供機能 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。6. 情報提供データペース管理機能特定個を情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている 署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から 受信した情報提供ネットワークシステム 配信マスター情報を管理する。9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報 (連携対象)へのアクセス制御を行う。10. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。	
③他のシステムとの接続	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム [] 税務システム [] 税務システム [] での他 ()	

システム10		
①システムの名称	収納管理システム	
②システムの機能	1. 賦課データ管理機能 固定資産・都市計画税, 軽自動車税, 個人住民税で賦課及び調定管理 2. 納付データ管理機能 納付された固定資産・都市計画税, 軽自動車税, 個人住民税の消込処理及び収入管理 3. 督促・催告・還付・充当機能 賦課データ, 納付データにより未過納の抽出及び未納者への督促, 過納者への還付・充当の処理 4. 納付書及び納税証明発行機能 紛失者などへの再発行納付書の作成 申請による賦課徴収情報に基づく納税証明書等証明書を発行	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [O] 税務システム [] その他 ()	
システム11	システム11	
①システムの名称	口座管理システム	
②システムの機能	 1. 口座振替情報管理機能振替申請者からの対象税目や銀行関連などの情報管理する。 2. 依頼データ作成機能各期別ごとに銀行振替データを抽出し依頼データを作成する。 3. 結果データからの消込機能依頼データと銀行からの結果データにより消込処理データを作成する。 4. 振替エラーデータからの通知書作成機能振替不能者に対し不能通知を発行する。 	
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [O]宛名システム等 [O]税務システム []その他 ()	
	/ /	

システム12	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 2. 本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 4. 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5. 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 6. 本人確認情報シアイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している概満保存本人確認情報ファイルを整合することを確認するため、都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバスび全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 7. 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書)という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を機構が設置・管理する個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [O]既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム []その他 ())
システム13	
①システムの名称	コンビニ交付システム
②システムの機能	1. 発行機能 ・証明書の発行 2. 連携機能 ・コンビニエンスストアからの定められた電文レイアウトに基づく証明書の申請書データ授受 ・証明書出カデータの送信 ・発行履歴データの税務システムへの反映
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [O]税務システム []その他 ()
システム14	
①システムの名称	EUCシステム

②システムの機能	 1. データ抽出・出力機能基本データリストを利用し、任意の抽出条件に該当する情報(個人番号は含まない)をCSV形式で出力する機能 2. 認証権限管理機能職員の認証及び付与された権限に基づき、機能や基本データリストへのアクセス制限を行う機能 3. ログ管理機能抽出を行った日時・条件の保管及び操作ログを保管する機能 	
	[]情報提供ネットワークシステム	[]庁内連携システム
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム
の他のクステムとの接続	[] 宛名システム等	[] 税務システム
	[〇]その他 (同一パッケージシステム)
システム15		
①システムの名称	庁内データ連携システム	
②システムの機能	を受信する機能 2. 認証機能 利用側業務システムの認証を行う機能 3. 連携データ管理機能 連携の対象となる業務及びファイルを管理する 4. 連携データ監視機能	こデータを送信又は他の標準準拠システムからデータ ・機能 する機能、実行状況・結果等のモニタリングを行う機能
	[]情報提供ネットワークシステム	[]庁内連携システム
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム	[〇] 既存住民基本台帳システム
	[〇]宛名システム等	[〇]税務システム
	[]その他 ()
システム16~20		
システム16		
①システムの名称	統合収納管理システム	
②システムの機能	1. 賦課データ管理機能 固定資産・都市計画税,軽自動車税,個人住民税で賦課及び調定管理 2. 納付データ管理機能 納付された固定資産・都市計画税,軽自動車税,個人住民税の消込処理及び収入管理 3. 督促・催告・還付・充当機能 賦課データ,納付データにより未過納の抽出及び未納者への督促,過納者への還付・充当の処理 4. 納付書及び納税証明発行機能 紛失者などへの再発行納付書の作成 申請による賦課徴収情報に基づく納税証明書等証明書を発行 5. 口座振替情報管理機能 振替申請者からの対象税目や銀行関連などの情報を管理する。 6. 依頼データ作成機能 各期別ごとに銀行振替データを抽出し依頼データを作成する。 7. 結果データからの消込機能 依頼データと銀行からの結果データにより消込処理データを作成する。 8. 振替エラーデータからの通知書作成機能 振替不能者に対し不能通知を発行する。	
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム[]住民基本台帳ネットワークシステム[O]宛名システム等[]その他 ([] 庁内連携システム[] 既存住民基本台帳システム[〇] 税務システム)

システム17		
①システムの名称	統合滞納管理システム	
②システムの機能	 未納データ名寄機能 各税(保険料)の未納データを名寄せ照会・発行する。 滞納データ分析機能 滞納方針決定のための分析資料となる未納データの集計をする。 滞納者への催告機能 滞納方針に基づく催告に必要な催告書,電話,来庁依頼などの管理をする。 分納等計画機能 納付相談や必要の応じた分納計画作成をする。 滞納処分機能 交付要求や差押などの滞納処分を行う。 財産情報・破産債権情報などの管理 財産情報の管理,破産手続開始通知書による破産債権の届出及び破産債権の管理をする。 	
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム[]住民基本台帳ネットワークシステム[O]宛名システム等[O]税務システム[O]をの他 ()	
3. 特定個人情報ファイル名		
住民税賦課情報ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項 別表第一の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 ・第9条	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定	
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 1. 番号法 ・第19条第8号別表第二の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 3 1, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 852, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121の項2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)・第1条, 2条, 3条, 4条, 6条, 7条, 8条, 10条, 12条, 13条, 14条, 16条, 19条, 20条, 21条, 22条, 32条の3, 22条の4, 23条, 24条, 24条の2, 24条の3, 25条, 26条の3, 27条, 28条, 3 1条, 31条の2, 31条の2の2, 31条の3, 32条, 33条, 34条, 35条, 36条, 37条, 38条, 39条, 39条の2, 40条, 43条, 43条の3, 43条の4, 44条, 44条の5, 45条, 47条, 49条, 49条の2, 5 1条, 53条, 54条, 55条, 58条, 59条, 59条の2の2, 59条の2の3, 59条の3, 59条の4 (情報照会の根拠) 1. 番号法 ・第19条第8号 別表第二の27の項 2. 別表第二省令 ・第20条	

6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務企画部課税課
②所属長	課長
7. 他の評価実施機関	
地方税共同機構、総務省、地方公共団体情報システム機構	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

住民税賦課情報ファイル		
2. 基本	情報	
①ファイル	レの種類 ※	く選択肢> 「
②対象となる本人の数		 〈選択肢〉 1)1万人未満 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
③対象と	なる本人の範囲 ※	課税資料のある市民、市外在住の課税対象者
	その必要性	住民税の適正な賦課を行うにあたり、特定個人情報が必要
④記録さ	れる項目	<選択肢>(選択肢>100項目以上3)50項目以上100項目未満4)100項目以上
	主な記録項目 ※	 ・識別情報 [〇]個人番号
	その妥当性	 ◎識別情報 対象者を特定するために記録 ◎業務関係情報 ・国税関係情報 対象者の所得税に係る情報に基づき、住民税の賦課を行うために記録 ・地方税関係情報 算出した住民税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷のために記録 ・生活保護・社会福祉関係情報 生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行うために記録 ・年金関係情報 対象者の年金特徴税額の計算および年金情報を帳票出力するために記録
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開	始日	平成28年1月
⑥事務担	当部署	総務企画部課税課

3. 特定個人	情報の入手・	使用	
		[〇]本人又は本人の代理人	
		[〇]評価実施機関内の他部署 (市民課)	
@1== W		[O]行政機関·独立行政法人等 (国税庁, 年金特徴義務者)	
①入手元 ※		[〇]地方公共団体・地方独立行政法人 (他の自治体)	
		[O]民間事業者 (企業(給与支払者、公的年金等支払者))	
		[]その他()	
		[○]紙 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ	
@1 #+:+		[]電子メール [〇]専用線 [〇]庁内連携システム	
②入手方法		[〇]情報提供ネットワークシステム	
		[O]その他 (LGWAN)	
③使用目的 ¾	«	各種申告書の受付、住民税額の算出、税額通知の作成、各種証明書の発行	
	使用部署	課税課	
④使用の主体	使用者数	<選択肢>100人以上500人未満1)10人未満2)10人以上50人未満3)50人以上100人未満4)100人以上500人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上	
⑤使用方法		・申告情報(市県民税申告書、確定申告書、給与支払報告書、年金等支払報告書)から住民等の所行情報、控除額情報を把握する。 ・医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、雇用・労働関係情報から非課税、減免、控除を把握する。 2 各種申告情報等から住民税の賦課、通知に関する事務・上記で収集した各種情報に基づき、住民等に対する住民税賦課額を決定する。 ・決定した住民税賦課額情報を外部委託業者へ提供し、税額通知書の印刷、封入・封緘、発送を依頼する。 3 給与所得者の異動に関する事務・特別徴収義務者からの給与所得者異動届出書に基づき、特別徴収の中止、普通徴収への変更等行う。 4 証明書発行、更正に関する事務・課税対象者からの申請に基づき、地方税関係情報から課税証明書を発行する。 ・更正の必要を生じた場合には、地方税関係情報の税額を更新する。	頼
	の突合	(1)住記情報と、申告情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報を突合して、非課税者を確認する。【上記1】 (2)住記情報と、申告情報、雇用・労働関係情報、介護・高齢者福祉関係情報を突合して、所得額、対除額を確認する。【上記1】 (3)住記情報、地方税関係情報を突合して、税額通知に係るデータを作成する。【上記2】	
⑥使用開始日		平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイル		の取扱いの委託
72045 W		(選択肢> (要託する] (3) 委託する 2) 委託しない
委託(の有無 ※	(8)件
委託	事項1	システムの運用(ガバメントクラウドASP)
①委託内容		磁気ディスクによる事務運用を安全確実に行なうために必要な範囲で, 特定個人情報ファイルの管理を委託
②委託先における取扱者数		<選択肢>(選択肢>10人未満3)50人以上100人未満4)100人以上500人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上
③委託先名		株式会社 ディー・エス・ケイ
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
委託	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託	事項2	課税情報のエントリ
①委詞	托内容	住民税申告書や給与支払報告書のエントリ、画像ファイルの作成
②委記	托先における取扱者数	<選択肢>50人以上100人未満3)50人以上100人未満4)100人以上50人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上
③委割	托先名	株式会社 ディー・エス・ケイ
	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	委託先から、再委託の必要性、再委託先の委託管理方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再 委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制の申 請を受け、許諾を判断している。
	⑥再委託事項	住民税申告書や給与支払報告書のエントリ、画像ファイルの作成
委託	事項3	当初賦課処理
①委言	托内容	課税資料情報の合算処理および住民税額の計算、特徴処理、普徴処理
②委託先における取扱者数		<選択肢>
③委言	托先名	株式会社 ディー・エス・ケイ
	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	委託先から、再委託の必要性、再委託先の委託管理方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再 委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制の申 請を受け、許諾を判断している。
	⑥再委託事項	課税資料情報の合算処理および住民税額の計算、特徴処理、普徴処理

委託	事項4	eLTAXの運用管理
①委割	託内容	eLTAXの運用管理に関する委託
②委託先における取扱者数		<選択肢>
③委割	託先名	株式会社 茨城計算センター
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託	事項5	未申告処理
①委詢	託内容	未申告者リスト作成、住民税申告書作成
②委	託先における取扱者数	<選択肢>
③委i	託先名	株式会社 ディー・エス・ケイ
	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再 委 託	⑤再委託の許諾方法	委託先から、再委託の必要性、再委託先の委託管理方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再 委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制の申 請を受け、許諾を判断している。
	⑥再委託事項	未申告者リスト作成、住民税申告書作成
委託	事項6	住民税申告書作成
①委請	託内容	住民税申告書作成
②委託先における取扱者数		<選択肢>
③委i	託先名	株式会社 ディー・エス・ケイ
	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	委託先から、再委託の必要性、再委託先の委託管理方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再 委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制の申 請を受け、許諾を判断している。
	⑥再委託事項	住民税申告書作成

委託事項7		遠隔地保管
①委i	託内容	特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管委託
②委託先における取扱者数		<選択肢>
③委託先名		株式会社 ディー・エス・ケイ
	④再委託の有無 ※	く選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	委託先から、再委託の必要性、再委託先の委託管理方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再 委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制の申 請を受け、許諾を判断している。
	⑥再委託事項	バックアップデータの管理。
委託	事項8	システム運用・保守
①委i	託内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業
②委割	託先における取扱者数	<選択肢>
③委i	託先名	株式会社ディー・エス・ケイ
	④再委託の有無 ※	く選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託	事項9	ガバメントクラウド運用補助者
①委詞	託内容	個別領域の利用権限の付与、クラウドサービス等の運用管理
②委託先における取扱者数		<選択肢>
③委i	託先名	株式会社 ディー・エス・ケイ
	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	委託先から、再委託の必要性、再委託先の委託管理方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再 委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制の申 請を受け、許諾を判断している
	⑥再委託事項	ガバメントクラウドの個別領域の利用権限の構築及びクラウドサービス等の運用補助

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
提供・移転の有無	[〇] 提供を行っている (
	[] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第1項)
②提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
○+= /# + :+	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法 	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会の都度
⑦時期·頻度 提供先2	照会の都度 全国健康保険協会
提供先2	全国健康保険協会
提供先2 ①法令上の根拠	全国健康保険協会 番号法第19条第7号 別表第二(第2項) 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途	全国健康保険協会 番号法第19条第7号 別表第二(第2項) 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象とな	全国健康保険協会 番号法第19条第7号 別表第二(第2項) 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	全国健康保険協会 番号法第19条第7号 別表第二(第2項) 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	全国健康保険協会 番号法第19条第7号 別表第二(第2項) 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数	全国健康保険協会 番号法第19条第7号 別表第二(第2項) 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者 [〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	全国健康保険協会 番号法第19条第7号 別表第二(第2項) 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 [10万人以上100万人未満] 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者 [O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第3項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
 ⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⊕ IE IX/J/IA	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会の都度
提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第4項)
②提供先における用途	船員保険法第4第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって 主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 10万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
(回) (正) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会の都度

提供先5	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第6項)
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
@## #	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期・頻度	照会の都度
提供先6	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第8項)
②提供先における用途	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若 しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
(6)担併 大 注	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法	
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

提供先7	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第9項)
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
少挺快 刀法	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会の都度
提供先8	都道府県知事又は市町村長
提供先8 ①法令上の根拠	都道府県知事又は市町村長 番号法第19条第7号 別表第二(第15項)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第15項) 児童福祉法による障害児通所給付費,特例障害児通所給付費,高額障害児通所給付費,障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事
①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第19条第7号 別表第二(第15項) 児童福祉法による障害児通所給付費,特例障害児通所給付費,高額障害児通所給付費,障害児相談支援給付費者しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象とな	番号法第19条第7号 別表第二(第15項) 児童福祉法による障害児通所給付費,特例障害児通所給付費,高額障害児通所給付費,障害児相談支援給付費者しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人人よ満 3)10万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	番号法第19条第7号 別表第二(第15項) 児童福祉法による障害児通所給付費,特例障害児通所給付費,高額障害児通所給付費,障害児相談支援給付費者しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1)1万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上100万人未満 5)1,000万人以上

提供先9	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第16項)
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会の都度
担併生10	+ m- + + =
提供先10	市町村長
提供先10 ①法令上の根拠	市町村長 番号法第19条第7号 別表第二(第18項)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第18項) 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報
①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第19条第7号 別表第二(第18項) 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象とな	番号法第19条第7号 別表第二(第18項) 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	番号法第19条第7号 別表第二(第18項) 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法第19条第7号 別表第二(第18項) 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	番号法第19条第7号 別表第二(第18項) 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者 [〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法第19条第7号 別表第二(第18項) 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者 [〇]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

提供先11	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第23項)
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって 主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
⑥提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会の都度
提供先12	都道府県知事
提供先12 ①法令上の根拠	都道府県知事 番号法第19条第7号 別表第二(第26項)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第26項) 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定める もの 住民税関係情報
①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第19条第7号 別表第二(第26項) 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定める もの
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象とな	番号法第19条第7号 別表第二(第26項) 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	番号法第19条第7号 別表第二(第26項) 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法第19条第7号 別表第二(第26項) 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	番号法第19条第7号 別表第二(第26項) 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者 [〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法第19条第7号 別表第二(第26項) 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者 [〇]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

提供先13	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、2号及び第7号 別表第二(第27項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
。 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
**	[] フラッシュメモリ []紙
	[O] その他 (LGWAN)
⑦時期·頻度	随時
提供先14	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、2号及び第7号 別表第二(第28項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
高提供方注	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法	
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

提供先15	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第1号及び第7号 別表第二(第29項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
6 6 提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
(O)提供分泌	[] フラッシュメモリ []紙
	[O]その他 (LGWAN)
⑦時期·頻度	随時
提供先16	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第31項)
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
©#####	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会の都度

提供先17	日本私立学校振興·共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第34項)
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
6 6 提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© DE DOTA	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	照会の都度
提供先18	厚生労働大臣又は共済組合等
提供先18 ①法令上の根拠	厚生労働大臣又は共済組合等 番号法第19条第7号 別表第二(第35項)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第35項) 厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報
①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第19条第7号 別表第二(第35項) 厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象とな	番号法第19条第7号 別表第二(第35項) 厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	番号法第19条第7号 別表第二(第35項) 厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法第19条第7号 別表第二(第35項) 厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	番号法第19条第7号 別表第二(第35項) 厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者 [〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法第19条第7号 別表第二(第35項) 厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者 [〇]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

提供先19	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第37項)
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に 関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
	[〇]情報提供ネットワークシステム []専用線
 ⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© DE DOTA	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[] その他 ()
⑦時期·頻度	照会の都度
提供先20	国家公務員共済組合
提供先20 ①法令上の根拠	国家公務員共済組合 番号法第19条第7号 別表第二(第39項)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第39項) 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報
①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第19条第7号 別表第二(第39項) 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象とな	番号法第19条第7号 別表第二(第39項) 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	番号法第19条第7号 別表第二(第39項) 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法第19条第7号 別表第二(第39項) 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象とな	番号法第19条第7号 別表第二(第39項) 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者 [〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法第19条第7号 別表第二(第39項) 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者 [〇]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

移転先1	障がい福祉担当課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定)
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 [1万人未満] 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	支援対象児童及びその保護者
	[〇]庁内連携システム []専用線
@7#+ <u>-</u> \-	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥移転方法 	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	当初賦課又は更正時
移転先2	収税課
移転先2 ①法令上の根拠	収税課 番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定)
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は 地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報
①法令上の根拠 ②移転先における用途	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象とな	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 住民税課税者 [〇]庁内連携システム []専用線
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 住民税課税者 [〇]庁内連携システム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

移転先3	建築住宅課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定)
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	入居者及び連帯保証人
	[〇]庁内連携システム []専用線
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
₩ 19∓Δ7J7 Δ	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	当初賦課又は更正時
移転先4	保険年金課
移転先4 ①法令上の根拠	保険年金課 番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定)
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定) 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報
①法令上の根拠 ②移転先における用途	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定) 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象とな	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定) 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定) 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定) 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定) 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人以上 国民健康保険加入者及び擬制世帯主 [〇] 庁内連携システム [] 専用線
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定) 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 国民健康保険加入者及び擬制世帯主 [〇]庁内連携システム []専用線 []電子メール []電子オール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

移転先5	保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定)
②移転先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民年金加入者及その配偶者と世帯主
	[〇]庁内連携システム []専用線
○ 4-+:+	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥移転方法 	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	当初賦課又は更正時
移転先6	建築住宅課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定)
②移転先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過 者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	入居者及び連帯保証人
	[〇] 庁内連携システム [] 専用線
⊘ 16±-+:+	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑥移転方法	

移転先7	こども課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定)
②移転先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 [1万人未満] 3)10万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	該当児童及びその保護者
	[〇]庁内連携システム []専用線
 ⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
@19+A7J7A	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	当初賦課又は更正時
移転先8	障がい福祉課
移転先8 ①法令上の根拠	障がい福祉課 番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定)
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの 住民税関係情報
①法令上の根拠 ②移転先における用途	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象とな	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人以上 手当支給該当者及び保護者 [〇]庁内連携システム []専用線
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 手当支給該当者及び保護者 [〇]庁内連携システム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

移転先9	障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定)
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民 年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省 会で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	手当支給該当者及び保護者
	[〇]庁内連携システム []専用線
6移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
①介夕半丘/J/云	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	当初賦課又は更正時
移転先10	こども課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定)
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。) の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	該当児童及びその保護者児童及びその保護者
	[〇]庁内連携システム []専用線
6移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
ΔΙ ΓΛΩ Τ ΘΓ	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	当初賦課又は更正時

移転先11	保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定)
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療被保険者及びその世帯員
	[〇]庁内連携システム []専用線
 ⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
○19 ∓∆77 ∆	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[] その他 ()
⑦時期·頻度	当初賦課又は更正時
移転先12	高齢者支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定)
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 1万人以上10万人未満 1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者及びその世帯員
	[O]庁内連携システム []専用線
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
(1) 作为半位/月/石	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	当初賦課又は更正時

移転先13	障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定)
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	障害福祉サービス若しくは医療費助成申請者及びその世帯員
	[〇]庁内連携システム []専用線
 ⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
@19+47J7A	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	当初賦課又は更正時
移転先14	こども課
移転先14 ①法令上の根拠	こども課 番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定)
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定) 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報
①法令上の根拠 ②移転先における用途	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定) 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象とな	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定) 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	番号法第9条第2項に基づ〈条例(制定予定) 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	番号法第9条第2項に基づ〈条例(制定予定) 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象とな	番号法第9条第2項に基づ〈条例(制定予定) 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 該当児童及びその保護者 [〇] 庁内連携システム [] 専用線
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定) 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民税関係情報 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 該当児童及びその保護者 [〇]庁内連携システム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

移転先15	保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定)
②移転先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	 〈選択肢〉 1)1万人未満 1万人以上10万人未満 1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	日本年金機構により選定された該当者
	[〇]庁内連携システム []専用線
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ []紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	当初賦課又は更正時

6. 特定個人情報の保管・消去

セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。

②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

〈ガバメントクラウドにおける措置〉

【保管】

①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

•ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。

・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

【消去】

①国及びガバメントクラウドのクラウド事業者はアクセスが制御されているため消去をすることはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータ の復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実 にデータを消去する。

【ガバメントクラウド移行時】※環境移行が済んだら消去文書

①システム運用事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行した際は、データ抽出及びクラウド 環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

7. 備考

保管場所 ※

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目

<<住民税賦課情報>>

(1. 課税年度、2. 宛名番号、3. 履歴連番、4. 課税番号、5. 調定年度、6. 指定整理番号、7. 通知書番号(現年)、8. 普徴事業所番号、9. 徴収区分、10. 差額徴収、11. バッチ処理済サイン、12. 削除サイン、13. 一般給与収入、14. 内特徴給与収入、15. 特定支出合計額、16. 給与所得、17. 年金収入、18. 公的年金控除額、19. 公的年金控除後の額、20. 雑その他所得 有無サイン、21. 雑その他所得、22. 雑所得 有無サイン、23. 雑所得、24. 営業等所得 有無サイン、25. 営業等所得、26. 農業所得 有無サイン、27. 農業所得、28. 不動産所得 有無サイン、29. 不動産所得、30. 上場株式等の配当所得 有無サイン、31. 上場株式の配当所得(30. 上場株式等の配当所得(34. 配当所得(34. 配当所得(株式)、36. 配当所得(投資信託) 有無サイン、37. 配当所得(投資信託)、38. 配当所得(外貨建) 有無サイン、39. 配当所得(外貨建)、40. 配当所得(その他) 有無サイン、41. 配当所得(その他)、42. 総合譲渡・一時 有無サイン、43. 総合譲渡・一時、44. 総合譲渡(短

期)有無サイン、45. 総合譲渡(短期)、46. 総合譲渡(長期) 有無サイン、47. 総合譲渡(長期)、48. 一時所得 有無サイン、49. 一時所得、50. 土地等 有無、51. 土地等(K)、52. 土地等 超短期 有無、53. 土地等 超短期(J)、54. 分離短期譲渡(一般) 有無サイン、55. 分離短期譲渡(一般)、56. 分離短期譲渡(軽減) 有無サイン、57. 分離短期譲渡(軽減)、58. 分離長期譲渡(一般) 有無サイン、59. 分離長期譲渡(一般)、60. 分離長期譲渡(特定)、62. 分離長期譲渡(軽減)、64. 分離長期譲渡(軽課) 有無サイン、63. 分離長期譲渡(軽減)、64. 分離長期譲渡(軽課) 有無サイン、65. 分離長期譲渡(軽認)、66. 山林所得 有無サイン、67. 山林所得、68. 退職所得 有無サイン、69. 退職所得、70. 株式等譲渡所得(未公開分)、有無サイン、71. 株式等譲渡所得(未公開分)、72. 株式等譲渡所得(上場分) 有無サイン、73. 株式等譲渡所得(上場分)、74. 先物取引所得 有無サイン、75. 先物取引所得、76. 免税所得 有無サイン、77. 免税所得、78. 非課税所得、有無サイン、79. 非課税所得、80. 肉用牛の売却による所得(牛全体)、81. 肉用牛の特例適用サイン(所得税)、82. 肉用牛の特例適用サイン(住民税)、83. 免税対象外肉用牛の

売却価額、84. 繰越損失・純、85. 繰越損失・雑、86. 繰越損失・株式等譲渡、87. 繰越損失・先物取引、88. 繰越損失・居住用、89. 損益通算可能額、90. 分離短期譲渡(一般)特別控除前 有無サイン、91. 分離短期譲渡(一般)特別控除前、92. 分離短期譲渡(軽減)特別控除前 有無サイン、93. 分離短期譲渡(軽減)特別控除前、94. 分離長期譲渡(一般)特別控除前 有無サイン、95. 分離長期譲渡(一般)特別控除前、96. 分離長期譲渡(特定)特別控除前 有無サイン、97. 分離長期譲渡(特定)特別控除前 有無サイン、99. 分離長期譲渡(特定)特別控除前、100. 分離長期譲渡(軽課)特別控除前、100. 分離長期譲渡(軽減)特別控除前、100. 分離長期譲渡(軽課)特別控除前、102. 受給者番号、103. 総所得金額、104. 合計所得金額(特控後・繰控後・105. 合計所得金額(特控前・繰控前)、106. 雑損控除、107. 医療費控除、108. 社会保険料控除、109. 小規模共済掛金控除、110. 生命保険、111. 損害保険/地震保険控除、112. 寄付金控除、113. 妻・夫ありサイン、114. 控除対象配偶者サイ

ン、115. 配偶者特別控除額、116. 配偶者特別控除サイン、117. 老人扶養人数、118. 老人扶養内同居人数、119. 特定扶養人数、120. 一般扶養人数、121. 年少扶養人数、122. 障害特別人数、123. 障害特別内同居人数、124. 障害普通人数、125. 本人障害者サイン、126. 本人未成年サイン、127. 本人老年者サイン、128. 本人寡婦・夫サイン、129. 本人勤労学生サイン、130. 基礎控除、131. 所得控除額合計(住民税)、132. 総所得 課稅標準額、133. 総所得 所得割 市、134. 総所得 所得割 県、135. 免稅外肉用牛の売却価額 課稅標準額、136. 免稅外肉用牛 所得割 市、137. 免稅外肉用牛 所得割 申、137. 免稅外肉用牛 所得割 申、137. 免稅外肉用牛 所得割 申、138. 土地等 課稅標準額、139. 土地等 所得割 市、140. 土地等 所得割 県、141. 土地等 超短期 課稅標準額、142. 土地等 超短期 所得割 県、144. 分離短期 一般 課稅標準額、145. 分離短期 中般 所得割 市、146. 分離短期 一般 所得割 県、147. 分離短期 軽減 課稅標準額、148. 分離短期 軽減 所得割 県、150. 分離長期 中般 所得割 県、151. 分離長期 中般 所得割 申、152. 分離長期 中般 所得割 県、153. 分離長期 軽減 所得割 県、156. 分離長期 軽減 課稅標準額、157. 分離長期 軽減 所得割 県、156. 分離長期 軽減 所得割 市、158. 分離長期 軽減 所得割 県、155. 分離長期 軽課 所得割 県、162. 山林 所得割 市、164. 山林 所得割 県、165. 退職 課稅標準額、166. 退職 所得割 申、162. 山林 所得割 県、165. 退職 計不、166. 退職 所得割 県、165. 地村 所得割 県、167. 機式譲渡 未公開分 所得割 県、167. 機式譲渡 未公開分 所得割 申、173. 株式譲渡 上場分 所得割 県、174. 先初取引 課稅標準額、175. 先物取引 所得割 県、175. 先物取引 所得割 県、175. 先物取引 所得割 県、175. 先物取引 所得割 市、176. 先物取引 所得割 県、177. 税額控除前所得割計 市、178. 税額控除前所得割計 県、179. 人的控除差額合計、180. 人的控除

の調整控除額 市、181.人的控除の調整控除額 県、182.人的控除の調整控除後所得割 市、183.人的控除の調整控除後所得割 県、184.税額控除 市、185.税額控除 県、186.税額控除後所得割計 端処前 市、187.税額控除後所得割計 端処前 県、188.税額控除後所得割計 端処後 市、189.税額控除後所得割計 端処施 市、191.配当控除後所得割計 端见前 県、192.住宅借入金等特別稅額控除 市、193.住宅借入金等特別稅額控除 市、193.住宅借入金等特別稅額控除 市、193.住宅借入金等特別稅額控除 市、194.住借控除後所得割 市、195.住借控除後所得割 県、196.外国稅額控除後所得割 市、197.外国稅額控除後所得割 県、198.特別減稅額 市、199.特別減稅額 県、200.特減後所得割計 端処前 市、201.特減後所得割計 端処前 県、202.65歳以上控除額 市、203.65歳以上控除額 県、204.65歳以上減額サイン、205.65歳控除後所得割計 端処前 市、206.65歳控除後所得割計 端処前 県、207.減額申告サイン、208.減額該当サイン、209.減額すべき額 市、210.減額すべき額 県、211.減額後所得割 市

、212. 滅額後所得割 県、213. 配当割・譲渡割合計額 市、214. 配当割・譲渡割合計額 県、215. 配割・譲割控除後所得割計 端処前 市、216. 配割・譲割控除後所得割計 端処前 県、217. 所得割計 市、218. 所得割計 県、219. 控除不足額 市、220. 控除不足額 県、221. 控除不足額、222. 均等割 市、223. 均等割 県、224. 計算年税額、225. 減免額、226. 所得割減免額 市、227. 所得割減免額 県、228. 均等割減免額 市、229. 均等割減免額 県、230. 特別徴収税額(充当前)、231. 特別徴収税額(充当額)、232. 特別徴収税額(充当後)、233. 普通徴収税額(充当前)、234. 普通徴収税額(充当額)、235. 普通徴収税額(充当後)、236. 年税額、237. 還付充当該当サイン、238. 還付充当額、239. 税額6月(充当前)、240. 税額7月(充当前)、241. 税額8月(充当前)、242. 税額9月(充当前)、243. 税額10月(充当前)、244. 税額11月(充当前)、245. 税額12月(充当前)、246. 税額1月(充当前)、247. 税額2月(充当前)、248. 税額3月(充当前)、249. 税額4月(充当前)、250. 税額5月(充当前)、251. 充当額6月、252. 充当額7月、253. 充当額8月、254. 充当額9月、255. 充当額10月、256. 充当額11月、257. 充当額12月、

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

258. 充当額1月、259. 充当額2月、260. 充当額3月、261. 充当額4月、262. 充当額5月、263. 税額6月(充当後)、264. 税額7月(充当 後)、265. 税額8月(充当後)、266. 税額9月(充当後)、267. 税額10月(充当後)、268. 税額11月(充当後)、269. 税額12月(充当後)、270. 税額1月(充当後)、271. 税額2月(充当後)、272. 税額3月(充当後)、273. 税額4月(充当後)、274. 税額5月(充当後)、275. 税額1期(充当 前)、276. 税額2期(充当前)、277. 税額3期(充当前)、278. 税額4期(充当前)、279. 税額5期(充当前)、280. 税額6期(充当前)、281. 税 額7期(充当前)、282. 税額8期(充当前)、283. 税額9期(充当前)、284. 税額10期(充当前)、285. 税額11期(充当前)、286. 税額12期(充当 前)、287. 税額現随(充当前)、288. 充当額1期、289. 充当額2期、290. 充当額3期、291. 充当額4期、292. 充当額5期、293. 充当額6期、 294. 充当額7期、295. 充当額8期、296. 充当額9期、297. 充当額10期、298. 充当額11期、299. 充当額12期、300. 充当額現随, 301. 稅 額1期(充当後)、302. 税額2期(充当後)、303. 税額3期(充当後)、304. 税額4期(充当後)、305. 税額5期(充当後)、306. 税額6期(充当 後)、307. 税額7期(充当後)、308. 税額8期(充当後)、309. 税額9期(充当後)、310. 税額10期(充当後)、311. 税額11期(充当後)、312. 税 額12期(充当後)、313. 税額現随(充当後)、314. 指定番号6月、315. 整理番号6月、316. 指定番号7月、317. 整理番号7月、318. 指定番 号8月、319. 整理番号8月、320. 指定番号9月、321. 整理番号9月、322. 指定番号10月、323. 整理番号10月、324. 指定番号11月、325. 整理番号11月、326. 指定番号12月、327. 整理番号12月、328. 指定番号1月、329. 整理番号1月、330. 指定番号2月、331. 整理番号2月、 332. 指定番号3月、333. 整理番号3月、334. 指定番号4月、335. 整理番号4月、336. 指定番号5月、337. 整理番号5月、338. 現随納期 限、339. 過随調定年度①、340. 過随通知書番号①、341. 過随税額①(充当前)、342. 過随充当額①、343. 過随税額①(充当後)、344. 過 随納期限①、345. 過随調定年度②、346. 過随通知書番号②、347. 過随税額②(充当前)、348. 過随充当額②、349. 過随税額②(充当後)、 350. 過随納期限②、351. 過随調定年度③、352. 過随通知書番号③、353. 過随税額③(充当前)、354. 過随充当額③、355. 過随税額③ (充当後)、356. 過随納期限③、357. 過随調定年度④、358. 過随通知書番号④、359. 過随税額④(充当前)、360. 過随充当額④、361. 過 随税額④(充当後)、362. 過随納期限④、363. 過随調定年度⑤、364. 過随通知書番号⑤、365. 過随税額⑤(充当前)、366. 過随充当額⑤、 367. 過随税額⑤(充当後)、368. 過随納期限⑤、369. 過随調定年度⑥、370. 過随通知書番号⑥、371. 過随税額⑥(充当前)、372. 過随充 当額⑥、373. 過随稅額⑥(充当後)、374. 過随納期限⑥、375. 過随調定年度⑦、376. 過随通知書番号⑦、377. 過随稅額⑦(充当前)、37 8. 過随充当額⑦、379. 過随税額⑦(充当後)、380. 過随納期限⑦、381. 徴収済額、382. 未徴収額、383. 徴収月、384. 徴収済月1、385. 徵収済月2、386. 徵収期、387. 徵収済期、388. 転勤末徴収月、389. 一括徴収月、390. 退職事由、391. 退職徴収方法、392. 転勤事由、3 93. 異動事由、394. 更正事由、395. 更正年月日、396. 更正決定年月日、397. 配偶者特別控除(所得税)有無サイン、398. 配偶者特別控除 額(所得税)、399. 配偶者所得有無サイン、400. 配偶者所得合計、401. 個人年金支払額有無サイン、402. 個人年金支払額、403. 生命保険 |料控除(所得税)有無サイン、404. 生命保険料控除(所得税)、405. 長期損保支払額有無サイン、406. 長期損保支払額、407. 短期損保支払額 有無サイン、408. 短期損保支払額、409. 地震保険料控除(所得税)有無サイン、410. 地震保険料控除(所得税)、411. 専従者区分、412. 専 従者数、413. 専従者控除額計、414. 専従者給与収入、415. 専従主宛名番号、416. 配偶者控除額、417. 扶養控除額、418. 老人扶養控除 額、419. 内同居老人控除額、420. 一般扶養控除額、421. 特定扶養控除額、422. 障害者特別控除額、423. 障害者内同居控除額、424. 障 害者普通控除額、425. 本人障害特別控除額、426. 本人障害普通控除額、427. 本人老年者控除額、428. 寡婦一般控除額、429. 寡婦特別控 除額、430. 寡夫控除額、431. 勤労学生控除額、432. 税額控除調整額サイン、433. 税額控除調整額 市、434. 税額控除調整額 県、435. 配当控除 株式 市、436. 配当控除 株式 県、437. 配当控除 証券 市、438. 配当控除 証券 県、439. 配当控除 外貨建 市、440. 配当 控除 外貨建 県、441. 外国税額控除サイン、442. 外国税額控除 市、443. 外国税額控除 県、444. 配当割控除額、445. 株等譲渡所得割 控除額、446. 配当割・譲渡割合計額、447. 総合譲渡(短期)特別控除後 有無サイン、448. 総合譲渡(短期)特別控除後 有無サイン、449. 総 合譲渡(長期)特別控除後1/2前 有無サイン、450.総合譲渡(長期)特別控除後1/2前、451. 一時所得 特別控除後1/2前 有無サイン、4 52. 一時所得 特別控除後1/2前、453. 新生命保険料支払額、454. 旧生命保険料支払額、455. 介護医療支払額、456. 新個人年金支払 額、457. 特徴リスト用合計所得、458. 内特 特減前所得割 市、459. 内特 特減前所得割 県、460. 内特 特別減税 市、461. 内特 特別減税 県、462. 内特 特減後所得割 市、463. 内特 特減後所得割 県、464. 内特 均等割 市、465. 内特 均等割 県、466. 給報合算サイン、467. 強制均等割サイン、468. 強制非課税サイン、469. 申告別サイン、470. 確定申告サイン、471. 給報・申告書サイン、472. 65歳以上サイン、47 3. 計算非課税サイン、474. 配偶者否認サイン、475. 均等割り自動セットサイン、476. 更正サイン、477. B表種類サイン1、478. B表種類サイ ン2、479. A表B表サイン、480. 他市町村者課税サイン、481. 課税保留(賦課未決定)サイン、482. 生活保護サイン、483. 旧指定番号、48 4. 旧整理番号、485. 旧市町村区分、486. 294条サイン、487. 株給サイン、488. 決議書不要サイン、48 9. 納付書不要サイン、490. 合算サイン、491. 専従者宛名番号1、492. 専従者控除1、493. 専従サイン1、494. 専従者宛名番号2、495. 専

従者控除2、496. 専従サイン2、497. 専従者宛名番号3、498. 専従者控除3、499. 専従サイン3、500. 専従者宛名番号4,

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

501. 専従者控除4、502. 専従サイン4、503. 専従者宛名番号5、504. 専従者控除5、505. 専従サイン5、506. 専従者宛名番号6、507. 専従者控除6、508. 専従サイン6、509. 前年度通知済仮徴収4月、510. 前年度通知済仮徴収6月、511. 前年度通知済仮徴収8月、512. 現随2納期限、513. 専従主宛名番号2、514. 臨時・変動サイン、515. 臨時 有無サイン、516. 臨時所得、517. 変動所得 前年 有無サイン、518. 変動所得 前年、519. 変動所得 前々年 有無サイン、520. 変動所得 前々年、521. 変動所得 前々々年 有無サイン、522. 変動所得 前々々年、523. 平均課税対象金額、524. 調整所得金額、525. 調整所得(市)、526. 調整所得(県)、527. 平均税率(県)、528. 平均税率(県)、529. 特別所得金額、530. 特別所得(市)、531. 特別所得(県)、532. 調整十時別課税総所得(市)、533. 調整+特別課税総所得(県)、534. 専従主1収入、535. 専従主2収入、536. NPO条例指定寄附金(市)、537. NPO条例指定寄附金(県)、538. 住宅取得控除(所得税)、539. 住宅申告書区分、540. 居住開始年月日、541. 住宅控除可能額、542. 所得割非課税判定用総所得金額等、543. 決議書投入サイン、544. 住民税寄附金①都道府県・市区町村、545. 住民税寄附金②共同募金会・日赤支部、546. 住民税寄附金③条例指定(都道府県)、547. 住民税寄附金④条例指定(市区町村、548. 寄附金特例控

除適用割合(%)、549. 寄附金税額控除(市・特例分)、550. 寄附金税額控除(県・特例分)、551. 寄附金税額控除(市)、552. 寄附金税額控除(県)、553. 寄附金税額控除後所得割額(市)、554. 寄附金税額控除後所得割額(県)、555. 年金特徴該当者サイン、556. 年金特徴対象者サイン、557. 年金特徴除外者サイン、558. 年金特徴強制非該当サイン、559. 年金特徴中止サイン、560. 年金特別徴収義務者コード、561. 年金種類コード、562. 年金保険者用整理番号1、563. 年金保険者用整理番号2、564. 年金特徴各種金額1(10月分)、565. 年金特徴各種金額2(12月分~)、566. 年金特徴各種金額3(年金額)、567. 年金特徴務1、568. 年金特数分所得割額(市)、569. 年金特徴分所得割額(県)、570. 年金特徴分均等割額(市)、571. 年金特数分均等割額(県)、572. 年金特徴の徴収額(4月)、573. 年金特徴仮徴収額(6月)、574. 年金特徴の徴収額(8月)、575. 年金特徴本徴収額(10月)、576. 年金特徴本徴収額(12月)、577. 年金特徴本徴収額(2月)、578. 年金特徴翌年度仮徴収額(4月)、579. 年金特徴中止事由、582. 年金特徴中止年月、583. 年金特徴中止

異動年月日、584. 前年度年金特徴該当者サイン、585. 前年度年金特徴対象者サイン、586. 前年度年金特徴除外者サイン、587. 前年度年金 特徴強制非該当サイン、588. 前年度年金特徴中止サイン、589. 前年度年金特別徴収義務者コード、590. 前年度年金種類コード、591. 前年度 年金保険者用整理番号1、592. 前年度年金保険者用整理番号2、593. 前年度年金特徴中止事由、594. 前年度年金特徴中止年月、595. 前年 度年金特徴中止異動年月日、596. 減免割合、597. 震災減免サイン、598. 国税連携)ファイル種別、599. 投入差普サイン、600. 税額1期(内 年金特徴)601. 税額2期(内年金特徴)、602. 住借用所得税課標(総合・山林・退職)、603. 住借用算出所得税額、604. 住借控除前所得税、6 05. 住借控除見込額、606. 投資・リース額、607. 上場株式の配当 課標、608. 上場株式の配当 所得割・市、609. 上場株式の配当 所得割・県、610. 配当繰越損失額、611. 年金差普サイン、612. 決議書不要サイン、613. 年金特徴中止処理済サイン、614. 年特中止サイン(介護要因)、615. 年金特徴

新規サイン、616. 住借合算注意サイン、617. 退職所得有無サイン、618. 個人番号、619. 寄附金申告特例サイン、620. 寄附金申告特例割合、621. 寄附金申告特例控除(市)、622. 寄附金申告特例控除(県)、623. 一般株式等譲渡所得 有無サイン、624. 一般株式等譲渡所得、625. 一般分株式等譲渡所得 課税標準額、626. 一般株式譲渡所得 所得割 市、627. 一般株式等譲渡所得 所得割 県、628. 医療費特例サイン、629. 上場株式の国税と異なるサイン)

<<1月1日世帯情報>>

(1. 処理番号、2. 世帯番号、3. 宛名番号、4. 区分、5. 検索用カナ、6. 氏名カナ、7. 氏名漢字、8. 通称名漢字、9. 住所コード、10. 住所カナ、1 1. 番地カナ、12. 方書カナ、13. 住所漢字、14. 番地漢字、15. 方書漢字、16. 生年月日、17. 性別、18. 1/1現在年齢、19. 世帯主サイン、2 0. 世帯主宛名番号、21. 続柄、22. 員番、23. 個人番号)

<<年金特別徴収情報>>

(1. 年金保険者用整理番号1,2. 年金区分,3. 特徴義務者コード,4. 年金種類.5. 年金額.6. 所得税源泉徴収税額,7. 介護特徴依頼額,8. 国保特徴依頼額,9. 後期特徴依頼額,10. 年金特徴依頼額,11. 年金特徴依頼額2,12. 特徴依頼日,13. 特徴通知日,14. 未送付サイン,15. 中止異動日,16. 中止事由,17. 中止月,18. 中止依頼日,19. 中止通知日,20. 介護中止異動日,21. 介護中止事由,22. 介護中止月,23. 介護中止依頼日,24. 介護中止通知日,25. 4月仮徴収額,26. 6月仮徴収額,27. 8月仮徴収額,28. 仮徴収額変更日,29. 仮徴収額依頼日,30. 仮徴収額変更区分,31. 仮徴収額変更後,32. 仮徴収額変更前,33. 捕捉月,34. 捕捉異動日,35. 捕捉特徴開始月,36. 捕捉依頼額1,37. 捕捉依頼日,38. 捕捉開始通知日,39. 年金特徴判定サイン,40. 確認済,41. 基礎年金番号,42. 資料番号,43. 判定結果5月,44. 判定結果7月,45. 市町村JISコード,46. 通知内容コード,47. 各種

区分,48. 処理結果,49. 年金保険用整理番号2)

<<宛名>>

(1. 宛名番号、2. 宛先区分、3. 宛先名力ナ、4. 宛先名漢字、5. 性別、6. 生年月日、7. 続柄コード、8. 郵便番号、9. 住所コード、10. 住所カナ、11. 番地カナ、12. 方書カナ、13. 様方カナ、14. 住所漢字、15. 番地漢字、16. 方書漢字、17. 様方漢字、18. 世帯処理番号、19. 行政区、20. 住定日、21. 住定事由、22. 住民となった日、23. 住民となった事由、24. 消除日、25. 消除事由、26. 転出予定日、27. 転出確定日、28. 異動日、29. 送付先宛先名、30. 送付先住所、31. 電話番号、32. 個人番号、33. 送付先宛名番号)

<<収納情報>>

(1.税目, 2.納税義務者番号, 3.所有者宛名番号, 4.特徴の納期特例, 5.決定延滞金額計, 6.期別数, 7.課税年度, 8.納税管理人番号, 9.延滞金減免率, 10.納付すべき督促手数料計, 11.通知書番号, 12.調定年度, 13.決算済欠損済サイン, 14.更正事由コード, 15.更正決定年月日, 16.課税対象年度, 17.課税額計, 18.更正発生日)

<<口座情報>>

(1.宛名番号, 2.振替税目, 3.銀行番号, 4.支店番号, 5.科目, 6.口座番号, 7.名義人, 8.電話番号区分, 9.電話番号, 10.受付番号, 12.受付場所, 13.受付年月日, 14.申込年月日, 15.課税番号, 16.開始年月日, 17.停止理由, 18.停止年月日, 19.開始年度, 20.開始期別, 21.振替区分)

<<住民登録外課税情報>>

(1. 文書番号、2. 通知年月日、3. 送信先市(区町村)長、4. 発出者、5. 送信元市(区町村)、6. フリガナ、7. 氏名、8. 生年月日、9. 個人番号、1
 の. 課税年度、11. 課税年1月1日住所(都道府県)、12. 課税年1月1日住所(市区町村)、13. 課税年1月1日住所(番地)、14. 課税年1月1日住所・市区町村)、15. 課税年1月1日住基地住所(番所市区町村コード、15. 課税年1月1日住基地住所(都道府県)、16. 課税年1月1日住基地住所(市区町村)、17. 課税年1月1日住基地住所(番地)、18. 課税年1月1日住基地住所市区町村コード、19. 普通徴収区分、20. 特別徴収区分(給与)、21. 特熱徴収区分(公的年金)、22. 備考1、23. 備考2、24. 備考3、25. 部局課、26. 担当者、27. 電話番号)

<<寄附金税額控除に係る申告特例通知情報>>

(1. 手続ID、2. 修正回数、3. 通知年月日、4. 回送先団体コード、5. 回送先政令指定、6. 回送先区・事務所コード、7. 回送先市(区町村)長、8. 回送元団体コード、9. 回送元市(区町村)長、10. 連絡先組織名、11. 連絡先電話番号、12. 年分、13. 住所、14. フリガナ、15. 氏名、16. 個人番号、17. 性別、18. 生年月日、19. 電話番号、20. 合計寄附金額)

<<本人確認用情報>>

(1. 納税者ID、2. 個人番号、3. 特定個人情報ファイル区分)

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

住民税賦課情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

・・他団体からの申告情報の入手については、あらかじめ定められたインタフェースに基づいて情報を取 得するため、必要な情報以外を入手することはない。

リスクに対する措置の内容

・住民からの申告情報の入手については、必要な情報のみを記載する様式としており、また、記載要 領を提示し、必要な情報以外は記載しないようにしている。

・上記については、業務マニュアルに記載し、定期的に職員研修を実施している。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>
1) 特に力を入れている
3) 課題が残されている

2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

2 胜复用人棒形水床	
3. 特定個人情報の使	-

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

・個人住民税システムには、住民税賦課事務に関係のない情報を保有しない。 リスクに対する措置の内容

Г

[

・住民税賦課機能以外からは、個人番号にアクセスできないようにアクセス制御を行っている。

十分である

<選択肢>

リスクへの対策は十分か		173 (030	_	1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である				
リスク	スク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク								
ユーサ	げ認証の管理	[行っている]		<選択肢> 1)行っている	2) 行っていない				
	具体的な管理方法	システムを使用可能な職員を認証カードにより、操作者の		アクセス権限の制御を行ってい う。	いる。				
その個	也の措置の内容	システムの操作履歴(操作ロ操作権限の設定を行う。 端末を利用していない際は、 スクリーンセーバーの設定を	システム						
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である				

1

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

4. 特定	と個人情報ファイル!	の取扱い	の委託			[]委託しない
リスク:	委託先における不正	な使用等	のリスク			
	約書中の特定個人情 ルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
Ą	見定の内容	·第三者 ·目的外程 ·無断複 ·契約終	契約として以下を いの提供・開示・漏 対用の禁止 関の禁止 了後の返還・廃棄・う 里体制の整備・確保	えいの禁止 消去		
	先による特定個人情 ルの適切な取扱いの	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行って 3)十分に行っていない	いる 2)十分に行っている 4)再委託していない
Ę	具体的な方法				機密保持契約の遵守を規定 の指示を行い、改善結果の	定しており、委託先から適宜報告を 報告を受けている。
その他の	の措置の内容					
リスクへ	の対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人	人情報ファイルの取扱	いの委託	におけるその他のり	ノスク及びそ	のリスクに対する措置	
	個人情報の提供・移 不正な提供・移転が			ークシステノ	ふを通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない
特定個。	 人情報の提供・移転	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	
	レールの内容及び シール遵守の確認方	いる。 ・国税連持 よる確認 ・共通基	携での情報提供にて (登録と確認を別々	ついては、あ の職員が行	らかじめ定められた仕様に う)を義務付けている。	確認、台帳への記載を義務付けて 基づく連携であり、複数の職員に られた仕様に基づくものであり、そ
その他の	の措置の内容					
リスクへ	の対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定個/ 対する措		委託や情報	最提供ネットワークシ	ンステムを通		るその他のリスク及びそのリスクに
早期発見		ない。この	ような課題を踏まえ	、特定個人		な解析等は行っておらず、問題の 、取得したデータを解析、定期的に

6. 情報提供ネットワークシ	レステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)								
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク									
リスクに対する措置の内容	・権限を持った職員が上長の承認を得た上で情報照会・入手を行うこととしている。 〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。								
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている								
リスク2:不正な提供が行われ	いるリスク								
リスクに対する措置の内容	く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。								
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている								
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置									

L

7. 特	テ定個人情報の保管・	消去						
リスク	: 特定個人情報の漏え	い・滅	失・毀損リスク	ל				
①事故発生時手順の策定・ 周知		[十分に行	っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 3) 十分に行っていない	ている 2) 十分に行っている	
②過去3年以内に、評価実 施機関において、個人情報に 関する重大事故が発生したか		[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	
	その内容							
	再発防止策の内容							
その他の措置の内容								
リスクへの対策は十分か		[十分で	 である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている		
特定值	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							

<ガバメントクラウドにおける措置>

【保管:物理的対策】

- ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。
- ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

【保管:技術的対策】

- ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。
- ②ガバメントクラウドASP、ガバメントクラウド運用管理補助者は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワー クアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。
- ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。
- ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ⑤ガバメントクラウドASP、ガバメントクラウド運用管理補助者は、OS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
- ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。
- ⑦地方公共団体、ガバメントクラウドASP、ガバメントクラウド運用管理補助者の各運用保守地点からガバメントクラウドへの接続に ついては、閉域ネットワークで構成する。
- ⑧業務データには、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

【消去】

データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実に データを消去する。

8. 監	渣						
実施の	の有無	[〇] 自己点検	[〇]内部監査	[]外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発		[十分に行っている	<選択肢> 1)特に力を。 3)十分に行	へれて行っている 2)十分に行っている っていない			
		・委託事業者に対しては、秘密いる。	保持契約を締結し、その	に関する研修の受講を義務付けている。)中で個人情報保護に関する研修を義務付け 「行為の程度によっては懲戒の対象となりうる			
		することとしている。	ムの運用に携わる職員	及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実			

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリ テラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監 視を実現する。

<ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、ガバメントクラウドASP及びガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに 起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに 起因しない事象の場合は、業務アプリケーションサービスを提供するガバメントクラウドASP及びガバメントクラウド運用管理補助者 が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求							
①請求先	鎌ケ谷市総務企画部総務課行政室 千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目6番1号 047-445-1141						
②請求方法	鎌ケ谷市個人情報保護条例に基づく保有個人情報開示請求等を受け付ける。						
③法令による特別の手続	_						
④個人情報ファイル簿への 不記載等	_						
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ							
①連絡先	鎌ケ谷市総務企画部課税課 千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目6番1号 047-445-1141						
②対応方法	電話や窓口にて受付をを行い、必要に応じて記録を残し文書にて回答を行う。						

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価						
①実施日	令和6年8月29日					
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)]				
2. 国民・住民等からの意	見の聴取【任意】					
①方法						
②実施日・期間						
③主な意見の内容						
3. 第三者点検 【任意】						
①実施日						
②方法						
③結果						

(別添2)変更箇所

)変更箇所	****	**************************************	48 Junt #0	
変更日	項目 I基本情報-1. 特定個人情	変更前の記載 地方税法に基づき、住民・国税庁から提出され	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月1日	報ファイルを取り扱う事務ー	た(以下、省略)	ら提出された(以下、省略)	事前 ——————	事前通知事項
令和1年7月1日	I 基本情報-2. 特定個人情 報ファイルを取り扱う事務に	記載なし	6. 地方税ポータルセンタ(eLTAX)への特定個 / 人情報ファイル(本人確認用)の送信機能	事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出。
令和1年7月1日	I 基本情報-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に	宛名システム、税務システム	宛名システム、税務システム、その他(地方税 ポータルセンタ(eLTAX))	事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出。
令和1年7月1日	Ⅰ基本情報-2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務に	記載なし	5. 住民登録外課税通知データの送受信機能 他自治体との間で、住民登録外課税通知	事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出。
令和1年7月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概	民間事業者(企業)	民間事業者(企業(給与支払者、公的年金等	——————— 事後	重要な変更にあたらない(リ
令和1年7月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概	紙、電子記録媒体、専用線、庁内情報システ	支払者)) 紙、電子記録媒体、専用線、庁内情報システ	 事後	スク軽減のための変更)。 事前通知事項にあたらない。
	要-3. 特定個人情報の入 Ⅱ特定個人情報ファイルの概 要-5. 特定個人情報の提	ム、情報提供ネットワークシステム ###を行っている(56)##	<u>ム、情報提供ネットワークシステム、その他</u> 提供を行っている(59)件	事前	事前通知事項
	要-5. 特定個人情報の提 Ⅱ特定個人情報ファイルの概		番号法第19条第1号、2号及び第7号 別表		事態によりるものの任意に事
令和1年7月1日	要-5. 特定個人情報の提	俄罗达第7号 加农第二(第27項)	第二(第27項) 情報提供ネットワークシステム、その他	事前 ————————————————————————————————————	前に提出。
令和1年7月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概 要-5.特定個人情報の提	TIF報徒供不びドソークシステム	情報提供ポットケークンステム、その他 (LGWAN)	事前	前に提出。
令和1年7月1日	安一つ、付た個人情報の従	照去の郁度	随時	事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出。
令和1年7月1日		番号法第7号 別表第二(第28項)	番号法第19条第1号、2号及び第7号 別表 第二(第28項)	事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出。
节和1年/月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概	情報 徒供イツトリークン人ナム	情報提供ネットワークシステム、その他 (LGWAN)	———————— 事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出。
令和1年7月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概	照会の都度	随時	—————— 事前	事後で足りるものの任意に事
令和1年7月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概	番号法第7号 別表第二(第29項)	番号法第19条第1号及び第7号 別表第二	—————— 事後	前に提出。 重要な変更にあたらない(リ
	要-5. 特定個人情報の提 Ⅱ特定個人情報ファイルの概	情報提供ネットワークシステム	(第29項) 情報提供ネットワークシステム、その他		スク軽減のための変更)。 重要な変更にあたらない(リ
			(LGWAN)	事後 	スク軽減のための変更)。 重要な変更にあたらない(リ
予和1年/月1日	要-5. 特定個人情報の提	照去の郁度	随時 国租庁長宮(以下 (1)注金トの規拠から(7)時	事後 ————————————————————————————————————	スク軽減のための変更)。
令和1年7月1日	女し、行た一旦八月刊の元	記製なし	国税庁長官(以下。①法令上の根拠から⑦時 期・頻度まで記載省略)	事前	事前通知事項
令和1年7月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要−5.特定個人情報の提	記集なし	給与支払者(行政機関・独立行政法人等、地 方公共団体・地方独立行政法人、民間事業	事前	事前通知事項
令和1年7月1日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-5.特定個人情報の提	記載なし	地方税共同機構(以下。①法令上の根拠から ⑦時期・頻度まで記載省略)	事前	事前通知事項
会和1年7月1日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	記載なし	〈〈住民登録外課稅情報〉〉 (1.文書番号、2.通知年月日、3.送信先市	事前	事前通知事項
△和1年7月1日	I 基本情報-6. 評価実施機	課税課長 押切 良雄	課税課長	—————— 事後	重要な変更にあたらない(記載の2000年)
	関における担当部署②所属 I基本情報-7.他の評価実	地方税電子化協議会、総務省、地方公共団体	地方税共同機構、総務省、地方公共団体情報	 事後	載の簡略化による変更)。 重要な変更にあたらない(団
令和1年7月1日			システム機構		体名称の変更に伴うの変 重要な変更にあたらない(リ
	Ⅲリスク対策-8. 監査 I 基本情報-2. 特定個人情	記載なし	自己点検及び内部監査を実施している。	事後	スク軽減のための変更)。
节和2年1月1日	報を扱う事務において使用す	記載なし 	システム13「コンビニ交付システム」を追加	事前 ————————————————————————————————————	事前通知事項 重要な変更にあたらない(リ
令和2年1月1日	別添1 ファイル記録項目- (1)住民税賦課情報ファイル	記載なし	619~629を追加	事後	エタな変更にめたらない(リスク軽減のための変更)。
令和2年1月1日	I 基本情報-2. 特定個人情 報を扱う事務において使用す	記載なし	「7. 寄附金税額控除に係る申告特例通知デー タの送受信機能	事前	事前通知事項
令和2年1月1日	I 基本情報-2. 特定個人情 報を扱う事務において使用す		「6. 寄附金税額控除に係る申告特例通知デー」 タの送受信機能	事前	事前通知事項
令和6年9月1日	特定個人情報の保管・消去に おけるその他のリスク及びそ のリスクに対する措置	記載なし	くガバメントクラウドにおける措置> 【保管:物理的対策】 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド環者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。②事前に許出できないこととしている。②事前に許出できないこととしている。 【保管:技術的対策】 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。②ガバメントクラウドASP、ガバメントクラウド運用管マネージドサービスにより、ネットワークウド運用できないて終続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、介ターンファカカラウド事業者は、ガバメントクラウドに対対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③カラウド事業者は、ガバメントクラウドに対対し、ウイルス対策カーンの事業を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、のS及びミドルウエアの適用をでして、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑤ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットと	事前	

# # # # # # # # # # # # # # # # # # #			-	Г		Г
	令和6年9月1日	10.その他のリスク対策	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	置〉 ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 〈ガバメントクラウドにおける措置〉 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、ガバメントクラウドASP及びガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド運用管理補助者が青任を有っ対に起因する事象の場合は、国はクラウド事業者とで対する立場から、その契約を履行させるにしていては、原則としてガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、業務アプリケーションサービスを提供するガバメントクラウドASP及びガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。	事前	
七キュリティゲートにて人選館管理をしている 接触内の方。とらに人選官管理を行っている 部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへの プラウエスはカバスタードによる認証が必要。			システムの運用	システムの運用(ガバメントクラウドASP)	事前	
令和6年9月1日 委託事項8 記載なし システム運用・保守 事前 令和6年9月1日 委託事項9 記載なし ガバメントクラウド運用補助者 事前 令和6年9月1日 I 基本情報 システム13 記載なし EUCシステム 事前 令和6年9月1日 I 基本情報 システム14 記載なし 庁内データ連携システム 事前 令和6年9月1日 I 基本情報 システム15 記載なし 統合収納管理システム 事前 令和6年9月1日 I 基本情報 システム16 記載なし 統合滞納管理システム 事前	♠₹ne Æ o ⊞ 1 □	6。特定個人情報の保管・消	セキュリティゲートにて入退館管理をしている 建物内のうち、さらに入退室管理を行っている 部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへの アクセスはID/パスワードによる認証が必要。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセン ターに設置しており、データセンターへの入館 及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された 中間サーバーのデータベース内に保存され、 バックアップもデータベース上に保存される。	建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。 く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入留及びサーバー室への入室を厳重に管置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存と、グガバメントクラウドにおける措置> 【保管】 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理するはクラウド事業者が実施されたクラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウド・サービス事業者であり、セキュリティ管理策がとする。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。・・日本国内でのデータ保管を条件としていること。・・日本国内でのデータ保管を条件としていること。・のデータセンター内のデータに設置された複数のデータセンター内に保存される。 【消去】 ①国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にアクセスが制御されているため消去をするにはない。②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装	事前	
令和6年9月1日 I 基本情報 システム13記載なしEUCシステム事前令和6年9月1日 I 基本情報 システム14記載なし庁内データ連携システム事前令和6年9月1日 I 基本情報 システム15記載なし統合収納管理システム事前令和6年9月1日 I 基本情報 システム16記載なし統合滞納管理システム事前	令和6年9月1日	委託事項8	記載なし		事前	
令和6年9月1日 I 基本情報 システム14 記載なし 庁内データ連携システム 事前 令和6年9月1日 I 基本情報 システム15 記載なし 統合収納管理システム 事前 令和6年9月1日 I 基本情報 システム16 記載なし 統合滞納管理システム 事前	令和6年9月1日	委託事項9	記載なし	ガバメントクラウド運用補助者	事前	
令和6年9月1日 I 基本情報 システム15 記載なし 統合収納管理システム 事前 令和6年9月1日 I 基本情報 システム16 記載なし 統合滞納管理システム 事前	令和6年9月1日	I 基本情報 システム13	記載なし	EUCシステム	事前	
令和6年9月1日 I 基本情報 システム16 記載なし 統合滞納管理システム 事前	令和6年9月1日	I 基本情報 システム14	記載なし	庁内データ連携システム	事前	
	令和6年9月1日	I 基本情報 システム15	記載なし	統合収納管理システム	事前	
令和6年9月1日 V-1-①	令和6年9月1日	I 基本情報 システム16	記載なし	統合滞納管理システム	事前	
	令和6年9月1日	V-1-1	令和3年11月1日	令和6年8月29日	事前	